

第76号議案

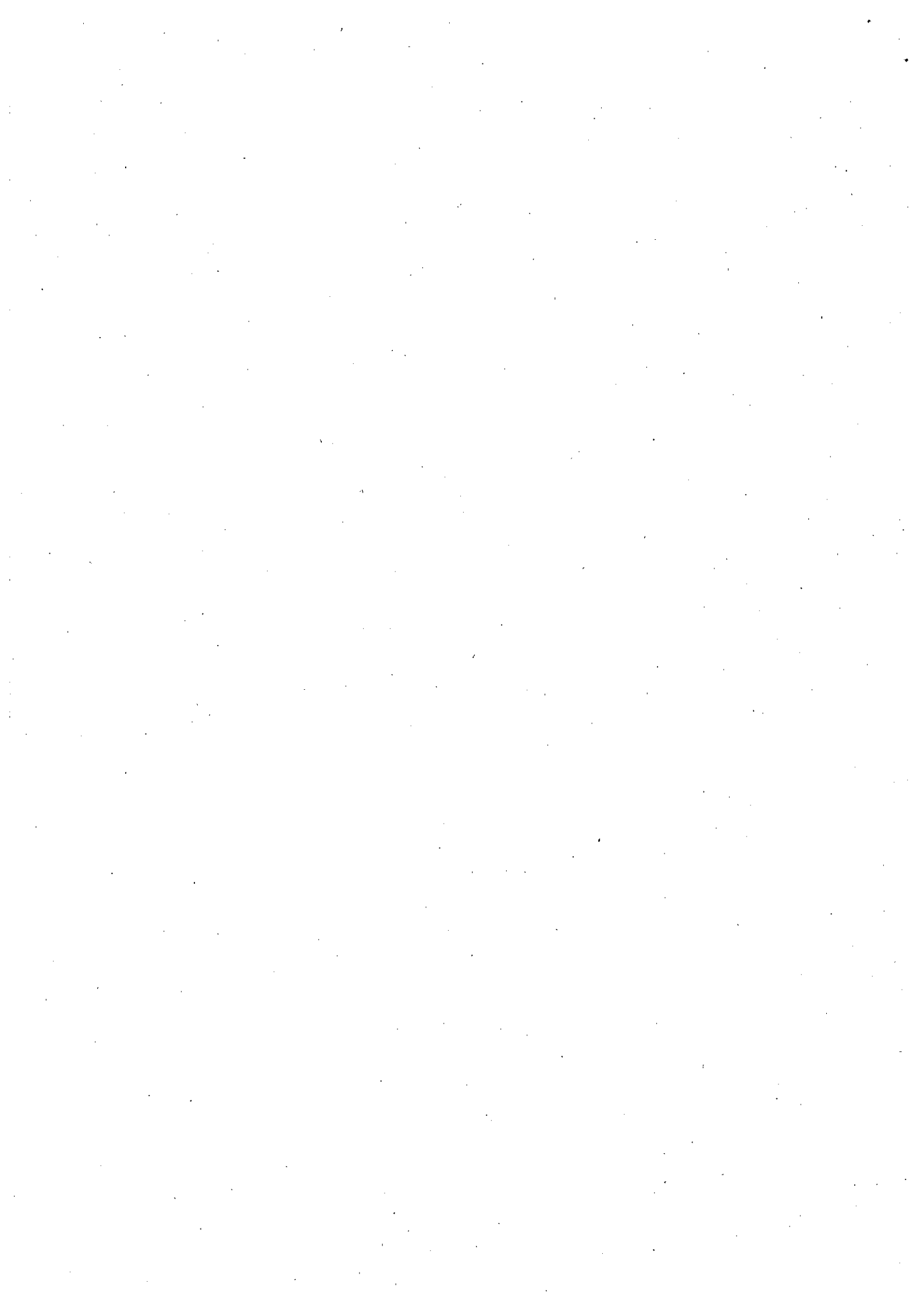
長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

目 次

- 1 条例改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

福 祉 部
中央総合事務所

令和3年6月



1 条例改正の概要

(1) 改正理由

国の「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部を改正する省令（令和3年3月31日厚生労働省令第80号）が公布されたことに伴い、本市の救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について、見直しを行う必要があるため。

なお、基準条例を定めるにあたっては、省令で定める基準に従い、省令で定める基準を標準として、又は省令で定める基準を参酌して定めるものとされている。

(2) 改正する条例

長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第51号）

(3) 改正方針

「従うべき基準」については、省令の基準に従い、「参酌すべき基準」については、本市においても必要な内容であるため、省令の基準の改正内容のとおり改正する。（今回の省令の改正項目の中に「標準とすべき基準」はない。）

(4) 改正内容（ア～エの各項目とも全施設に共通）

ア ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント防止のための必要な措置を講じなければならないこととする。

（該当条文：第8条の2）※参酌すべき基準

イ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する処遇を継続的に行うための体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施等を義務づける。（令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設ける。）

（該当条文：第8条の3）※従うべき基準

ウ 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

（該当条文：第9条第3項）※参酌すべき基準

エ 感染症等対策の強化

感染症又は食中毒の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。（令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設ける。）

（該当条文：第19条第2項（第27条、第33条及び第39条において準用））

※従うべき基準

(5) 施行期日 令和3年8月1日

(6) 各施設の概要

ア 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

長崎市内の施設：2施設【彦山の森（定員50名）・あいこう園（定員70名）】

イ 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

長崎市内の施設：なし

ウ 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設

長崎市内の施設：1施設【八坂授産場（定員30名）】

エ 宿所提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設

長崎市内の施設：なし

2 新旧対照表

省令の基準の類型

類型	省令の基準と条例で定める基準の関係	基準の例
従うべき基準	必ず適合しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置する職員及びその員数 ・ 居室の床面積 ・ 利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
標準とすべき基準	通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、異なる内容を定めることが許容される	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員
参酌すべき基準	十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「従うべき基準」及び「標準とすべき基準」以外の基準

長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年長崎市条例第 51 号)

□□□□・・・従うべき基準

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>（就業環境の整備）</u></p> <p><u>第 8 条の 2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第 8 条の 3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画</u></p>	

条例（改正案）	条例（現行）
<p>について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>（非常災害対策）</p>	<p>（非常災害対策）</p>
<p>第9条 〔略〕</p>	<p>第9条 〔略〕</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p>3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（衛生管理等）</p>	<p>（衛生管理等）</p>
<p>第19条 〔略〕</p>	<p>第19条 〔略〕</p>
<p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう<u>必要な措置</u>を講じなければならない。</p>
<p>(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>〔新設〕</p>